

所沢市都市計画法第34条第9号許可運用基準

休憩所（ドライブイン・コンビニエンスストア）

1 開発区域等

- (1) 開発区域は、現に供用されている国道、県道又はこれらの道路に接続する幅員12メートル以上の市道で市長が指定した路線(以下「対象路線」という。)に6メートル以上有効に接すること。
- (2) 開発区域の規模は500平方メートル以上であり、建築物等の規模に応じて適切なものであること。
- (3) 開発区域は、対象路線の道路から車輛及び歩行者が出入りできる位置に出入口を有すること。

2 予定建築物の規模等

- (1) 予定建築物は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア ドライブイン(自動車運転者及び同乗者が休憩所として、飲食、休憩することを目的とする建築物で、宿泊施設を有しないこと。)
 - イ コンビニエンスストア(終日又は長時間営業を行うことにより、主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で販売する事業所)の用途に供するもので、物品販売に係る部分の床面積が200平方メートル以下のもの。
- (2) 管理施設(事務室、休憩室、更衣室等管理運営する上で通常付属すると考えられる施設)を併設する場合、その床面積の合計は100平方メートル以下とし、施設と同一棟とすること。
- (3) 営業時間中に自動車運転者及び同乗者が利用できる便所(バリアフリートイレを含む。)飲食が行える休憩スペースが設置されていること。
- (4) 予定建築物の高さは10メートル以下とすること。

3 その他

- (1) 収用人員4人に対し、1台の割合で算出した台数(コンビニエンスストアにあっては9台)以上。の普通自動車用駐車スペース及び1台以上の大型自動車用駐車スペースが敷地内に有効に配置されていること。
- (2) 開発行為又は建築行為をしようとする者が当該建築物で継続的に自己の業務による事業活動を行うものであること。
- (3) 他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

給油所

1 開発区域等

- (1) 開発区域は、現に供用されている国道、県道又はこれらの道路に接続する幅員12メートル以上の市道で市長が指定した路線(以下「対象路線」という。)に6メートル以上有効に接すること。
- (2) 開発区域の規模は500平方メートル以上とする。
- (3) 開発区域は、対象路線の道路から車輛及び歩行者が出入りできる位置に出入口を有すること。

2 予定建築物等の規模等

- (1) 予定建築物等は、対象路線を通行する車輛に揮発油、軽油、液化ガス、電気等の燃料を給油・充填・充電することを目的とした建築物又は第一種特定工作物であること。
- (2) 当該予定建築物等の敷地には、次のア～オに掲げる用途に供する付属施設(室、居室等)を予定建築物等に併設することができる。
この場合にあつては、次のウ及びエの室及び居室の床面積の合計は100平方メートル以下であること。
 - ア 自動車の点検・整備を行う作業場でその床面積が50平方メートル以下のもの。
 - イ 洗車場
 - ウ 事務室、便所、更衣室等、事務所給油所の管理者のための居室等
 - エ 利用者のための便所(バリアフリースイレを含む)、休憩スペース
 - オ 休憩所の2予定建築物の規模等(1)及び3その他(1)の基準を満たすもの(同一事業者に限る。)
- (3) 予定建築物は階数は1とし、高さは10メートル以下とすること。

3 その他

- (1) 開発行爲又は建築行爲をしようとする者が当該建築物で継続的に自己の業務による事業活動を行うものであること。
- (2) 他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は平成19年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。